

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷二十四第

行發日一月二年一十和昭

論叢

農業者商工業者の税負擔 法學博士 神戸正雄
 純限界生産力説 文學博士 高田保馬
 幕末における幕府有司の開國思想 經濟學博士 本庄榮治郎

時論

日滿獨三角貿易の可能性について 經濟學博士 谷口吉彦

研究

貨幣價格の運動 經濟學士 飯田藤次
 所得概念より見た租稅論 經濟學士 島 恭彦

說苑

再び保險價額について 經濟學士 佐波宣平
 獨逸電力事業の統制 經濟學士 田 杉 競
 收穫遞減法則に就いて 經濟學士 山岡亮一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

幕末に於ける幕府有司の開國思想

本庄 榮治郎

幕末に於ける諸藩の開國思想については、本誌前號に於て之を述べたが、茲には幕府有司の意見について、その大要を述べたいと思ふ。據る所の史料は前同様「大日本古文書幕末外國關係文書」であつて、その他の史料については之を他日に期することとする。

一 米國々書諮問以前の意見

嘉永六年六月ペリーが提出した米國々書は七月一日老中より諸藩に示され、之に對する忌憚なき意見が徴せられたのであるが、この幕府の諮問以前に既に早く之に對する意見を上申したものが五件あつたが、幕府有司に係るものは浦賀奉行井戸石見守弘道の意見であつて、避戰論を唱へてゐる。¹⁾ 即ち『先々御寛大の御所置を以御包容被爲在、追々海岸御備向御充實士氣振作仕候上は其節便宜の御處置可有之哉(中略)嚴格之御取斗は却て無謀淺智に相成可申哉』といひ、又諸藩警衛者の客氣を制すべきことを説いてゐる。

二 米國々書諮問以後の意見

1) 大日本古文書幕末外國關係文書卷一、435頁

七月一日の米國々書の諮問に對する意見并に露船の處置、海防等について各方面の上書があるが、その中幕府有司の意見を見るに次の如きものがある。²⁾

(イ)攘夷論若くは開戰論 大阪在番の大番頭久貝因幡守、加納備中守の上申書には彼の要求を拒絶すべきことを説き『不法候節は速に打拂被仰出可然奉存候』と述べ、海防掛目付戸川中務小輔鶉殿甚左衛門、大久保市郎兵衛、堀織部の四名の上申書には必戰の覺悟を以て拒絶すべく、明年渡來のときは國務多端の故を以て謝絶すべしとし、大船の禁を改め、海防を嚴にすべきことを論じてゐる。先手鐵砲頭野間忠五郎も通商を拒絶すべしといひ、年限を定めて通商を許すの説を排し、開戰とならば諸家へ防禦を仰付られ、江戸戰地とならば將軍の居を大阪に移すべしと論じてゐる。

(ロ)拒絶論 當時平和を主とし而も米國の要求を拒絶すべしとの論をなすものが甚だ多かつたが、幕府有司の中にてこの種の意見を述べたものに次の二件がある。即ち書院番頭十名よりの上申書には通信通商を拒絶し武備を嚴にすべく、武備整ふまでは和を主とすべきことを論じ、大目付目付の上申書も亦彼が願望を拒絶するも談判は平和を主とし、海防を嚴にすべきことを説いたものである。

(ハ)許容論 嘉永六年七月二十二日の寺社・町・勘定三奉行上申書は平和を主とすべきことを説き、一時の權宜を以て戰を避くべしとしてゐるが、交易については『西洋國々望に任せ交易被

2) 同上、卷一乃至卷三

差免候義、第一國力衰微仕候基本にて、詰る處夷賊之威嚴に屈し候御處置に成行、御國威を損し候次第に相聞へ、其餘石炭食料等買求め度との儀も畢竟名義替り候迄にて互に有無を取替候義に付、交易の端を開き候一術に相成候間是以同様難相成』とあつて、交易を拒絶する考のやうであるが、上申書の末文に於ては『乍去、彼方おいて更に聞受不申、自然事立候次第に至り候場合も有之候はゞ、右様深く存込願立候儀を強て御斷相成候も穩ならず候に付、通商の儀全く合衆國に限り候儀に候はゞ品により御沙汰の次第に可有之』とて『阿蘭陀へ申通、長崎表え爲申立候様可致』、假りに年限を定めて通商を許して然るべしとなしてゐるから、結局は交易を認めんとするものゝ如くである。

次に七月三日の町奉行支配市中取締掛與力の意見は先年露國に對し謝絶したるを以て米國にも謝絶すべきであるが、我國の防備十分ならず、清國阿片戦争の轍を覆むべきではないから『奇技淫巧の玩弄物は堅被禁制、金銀藥種等有益之品に限、年限を極、試之爲御許容御座候義は敢て御國弊相成候義も有之間敷哉』とて試に交易を許すべき口吻を漏らしてゐるが、たゞ明春使節再來の節、將軍薨去の廉を以て應接し、寅より辰年迄三ヶ年間延期し巳年春に決定すべしとし、長崎にて蘭國に准して交易を許さんことを説いてゐる。

更に八月に海防掛の勘定奉行同吟味役等が水戸齊昭の上書について上申せる書面の中には『大筒専ら水軍を以及戦争候儀は古へより無之、不馴にて其上二百年餘之昇平武備廢れ候砌、日々合

戰を渡世と仕候夷人共と鋒を爭必勝之儀無覺東奉存候』と説き『外國より參り不申候儀魯西亞人受合候はゞ、其廉を以、年限を定め交易之儀試に御免有之、追々交易之品をとり候旨を以御斷に相成候はゞ其辭も正敷其理も順に御座候間承知致し可申哉』となし、海防を整ふべきを論じてゐる。且『西洋の儀相辨居不申候では彼を知、己を知之本文（母）に背、甚以て差支可申候。夷國の風俗、人情を詳に相辨居不申候では間違出來候譯に付、蘭學之軍學砲術を第一にして多く翻譯被仰付候はゞ可然哉』とて外國事情研究の必要を説いてゐる。これ亦許容論と見るべきものであらう。

大番頭大久保因幡守の意見は『打拂之方可然候。併御靜謐を考候はゞ願之筋十か一御聞届可然哉』とあるからこれ亦許容論であらう。また海防掛江川太郎左衛門は嘉永六年九月の上書に於て、米國に對しては、戰と決して武備整ふを待つべく、露國には交易を許すべしとしてゐる。之は米國が浦賀表へ來りし際の『振舞甚以無禮至極』であつたからである。彼が非戰論者であることは、『今四五年も相立候上ならでは戰爭の儀は難申出し事と奉存候』とあるによつて明かであるから、一般には交易許容説と見るべきであらう。又同年十月の上書にも交易の利潤を以て武備を整ふべしとし、依然として露國交易の機會を失ふことなからんことを述べてゐる。

【註】 浦賀奉行支配組頭辻茂右衛門は防備を嚴にし、軍艦製造の必要を説きたる後、交易通信の許否については之を拒絶せば外國と事端を醸し、之を米露に許さば英佛等も來るべく、商人は眼前の利潤に迷ひ、戎夷の爲に謀らるるに至るであらう。依て拒絶の場合は彼等を厚遇して言辭を挟む餘地なからしめ、交易を許さば『交易場の四方城壘の如く圍ひ、内に出入の人を定め、必ず商人を入れず、公儀の御人のみにて取扱、他の者は窺ひ見ることも堅く御制禁に相成、戎夷より皇國の人民を

御防ぎ遊ばさる御英慮なくば大害蕭牆の内に生じ可申候』と説いてゐる。許否兩様の場合を述べてゐるから、果して何れを重視してゐるか明かでない。

三 和親條約締結後の意見

(イ)和蘭の追加條約締結及香港總督渡來に對する意見³⁾ 安政元年三月、日米和親條約成り、ついで日英(八月)、日露(十二月)、日蘭(三年十月)の和親條約が締結されたが、之は船中缺乏品を供給する名義の下に小規模の貿易が行はれたに過ぎないから、歐米諸國が、これで満足すべきものではなかつた。通商條約の締結即ち通商貿易の開始にまで發展すべきは寧ろ當然であり、事實和蘭より追加條約締結の要求があり(三年七月)、又香港總督ポウリング (Bowring) が約二ヶ月の後に英國との貿易開始の希望を以て日本に來朝すべきこと、并に歐洲平和となり(ケリミヤ戰爭の終結を指す)歐洲諸國が日本に來りて通商を求めんとする機運の切迫せることを和蘭より忠告したのであつた。此際長崎奉行川村對島守は同地滞在の目付永井玄蕃頭、岡部駿河守とも相議し『最早此邊にて後年の御國益にも相成、却て不取締無之様御取極にて交易御免に相成不申候ては、連も穩には相濟申間敷哉に奉存候。所々へ寇をなし御手に餘り候次第に至、此方より和を入候様にては則近年支那の定海环之如く彼より出し候軍艦の入費迄被取立、世界中之嘲を受候儀も有之、又何様之事に至り候ても日本人種のあらん限は此御舊格を以、御立拔被成候との御決斷は、はや其機會に後居候哉、最早彼の申立に寄、後害無之、御國益にも相成候筋を御見定にて、交易御免の期にも可有

3) 同上、卷十四

御座哉、左候はゞ却て彼を扱候場にも至り可申儀と奉存候』(七月廿一日の書翰)とあつて、我より進んで交易を許可すべき意見を持して居た。

之に對して海防掛の勘定奉行并同吟味役は(七月二十八日の上申書)『御國においては外國え渡海御禁制にて、居ながら諸國を引請交易致し候儀に付、別段御仕法并御渡物之見留等も付不申候内、御差免に相成候様にては、御國力續兼、忽差支出來可致は必然之儀、其上何様の御國患可生も難計、別て銅は唐船渡減方相成、梵鐘大銃に鑄換被仰出候程の折柄、蘭人之振合を以強願いたし、若御渡方にも相成候様にては、御備向之儀は勿論御國法其外日々必要之品差支にも可相成候間、夫等の邊迄得と御評議を被遂候上は格別、一朝一夕之論を以御許可相成筋無之』といひ、露米英佛の外には條約を結ぶ可らず、英國渡來せば條約に基き談判すべきを説いて居り、寧ろ消極的態度を持せるものゝ如くである。

又在府浦賀奉行并在府箱館奉行は(七月二十九日上申書)『當時歐羅巴洲一回交易益盛に罷成候趣に付、御斷相成候共、容易に承伏仕問敷』往々實に有無を通し相互に國益相成候様の御所置には不至ものに候哉』とあつて、交易開始の意見を有せしものゝ如くである。

(□)幕府の交易仕法諮問に對する意見、かくて幕府は、右は容易ならざる大儀なりとし、八月四日評定所一座、海防懸、大目付、長崎浦賀下田箱館各奉行、御目付に對し、老中より交易仕法の件につきて諮問を發した。即ち

『交易御許容に相成候節、魯西亞・亞米利加・英吉利・拂朗西四ヶ國は勿論、其餘國々より舉て願出可申、其節彼は御許容、是に難相成と之議論も相立申間敷、右様相成候上は、一向に本邦にても航海の嚴禁を御變革被遊、外國々にも海船被差向交易互市の利益を以、富國強兵の基本と被成候方、今の時勢に協可然哉に候得共、夫迎も如何様勉強出精習練爲致候ても、此上五年七年を経不申候ては、萬里の航海無覺東儀に可有之、左候時は日本全國所産の日用諸品の餘分を以、外國無限の求に應じ候儀、殊更銅の儀は追々諸山相衰候哉に相聞、當節御備向必要の品にて既に梵鐘鑄換之儀をも被仰出候儀に付和蘭え渡し來候斤數をも御減にいたし度程の折柄に有之、西洋諸州本邦に交易相望候も定て銅渡し方願意之主にも可有之哉、其外諸渡物等如何様之仕法に致候て差支無之、御國方相續可申哉、兎に角交易御許容の有無に不拘、右大本は取調置候方可然、長崎下出箱館は別て實地取計之事故、得其意一同薦と評議いたし可被申開候事』

之に對し在府浦賀奉行并同箱館奉行は、交易は有無を通じ國用を達するを目的とするものであるが、交易の方法には各國異同があり、或は官營とすべきか、或は私商とすべきか等の問題があり、長崎における唐蘭貿易には弊害があるから、通商法を改革する必要がある。交易品として我國より織物・紙・茶・漆器等を輸出すれば製造者の救済ともなるであらう。然し居交易のみにては、利益も少い。富國は強兵の基である。廣く各國の通商法を斟酌して決すべきであると答へてゐる。

(八月十五日)

又長崎在勤目付は交易御免の有無に拘らず貿易仕法の大本を取調べるとのことであるが、寧ろ交易の開否を決定した後調査することが適當である。併し方今の形勢では『交易の時務已に騎虎の勢に相成候様奉存候間、彌御開相成候儀に御座候はゞ其段御英斷を以、公然被仰出、夫々取調被仰付候はゞ人心一定仕取調方抄取』云々と述べてゐるが、具體的なる交易仕法については述べ

る處なく、寧ろ蘭人をして各國通商法を調査せしめ、且外國交渉の任に當らしめては如何と述べてゐるに過ぎない。(八月)

(八)對英通商開始の意見⁵⁾ 英國が通商開始の希望を有せることは前述の所によつて明かであるが、之に對しても幕府有司の意見が示されて居る。例へば安政三年九月二日の箱館奉行上申書には歐洲諸國が互市を希望せることは一朝一夕のことではなく、修好條約を締結した以上、通商は拒絶し難かるべく、我國も亦航海互市を開くの外なかるべきを論じ、大艦製造、蒸汽船等を使用するに至らば、海外萬里への航海も困難ではなく、貿易品は必ずしも銅のみに限らず、漆器・樟腦・密蠟等は『地球中日本に及候品無之趣』であるから、之を以て交易すべきであるとしてゐる。又大目付目付よりの上申書にも舊法を改革せざれば富國強兵の基本は立ち難く、英國へも通商を許すべきであると論じてゐる。(同年九月)

(二)貿易仕法取調に對する意見⁶⁾ かゝる狀勢に及びし際、幕府は同年十月二十日老中堀田正篤・若年寄本多忠徳に對し『近來外國の事情も有之、此上貿易の儀御差詐可相成儀も可有之候に付右取調の御用取扱被仰付之』旨を達し、同日大目付・勘定奉行・目付・勘定吟味役等九名へも同様の申渡をなした。かくて堀田正篤は四年三月二十六日に海防掛に對し、外國取扱并貿易筋については目下取調中であるが、容易ならざる事柄であるから、先大體の所から篤と評議する必要ありとし、その大綱を示してゐるが、それには外國に對しては隣交の道を以てすべきか、對夷の道を

5) 同上、卷十五

6) 同上、卷十五

以てすべきか、英國の動靜に拘らず通商を開くべきか、又各國より貿易を願出でたる後、之に應ずることゝすべきか、又は我國より前以て貿易開始を觸知すべきか、貿易の利益を商賈に壟斷せしめざる方法如何、其他貿易方法・貿易品・商館の設置・領事出府の可否・開港場變更その他の件を示してをり、更に同月の貿易取調掛への覺書案にも外國人取扱及貿易筋につき評議の要件を示してゐるが、後者については豫め國內に對し貿易開始を布告すべきか、貿易開始の手順を大凡調査しをくべきや、官貿易とすべきや官私混合貿易とすべきか等のことを擧げてゐるが、その文中に貿易を開始せば國産は自然多く産出すべきことを説いてゐる點は注目すべきであらう。

右の貿易仕法の取調に對し、其後關係方面から意見が開陳されてゐるが、海防掛の勘定奉行并同吟味役からの老中への伺書（三月）には先づ唐蘭貿易の歴史を述べ、唐蘭貿易改革の必要を説きたる後、外國互市の仕法として次の如き意見を述べてゐる。即ち從來長崎・下田・箱館を開いてゐるが、貿易取開の場所としては長崎一港に限定し、貿易額は一ヶ國銀高四五百貫目、船數一二艘に限り、輸出品としては、織物類・樟腦・石炭・蜂蠟・白蠟・鯨鬚・鰯・干鮑・漆器類・青貝細工・陶器類・紙類・桐油・茶・醬油・小間物其他何品にても土地製産の品等を擧げ、貿易のことは長崎奉行の調査を基本とすべきを論じ、尙大目付目付には異見あることを申添へて居る。然らば海防掛の大目付目付の意見は如何といふに、その上申書（四月）によれば、長崎表の唐蘭貿易に改正の必要あることを述べ、『只今より時勢相當之御處置御參定不被成候ては難叶』種々考究の結果、貿易の場所は長

崎一港にては外國人は到底満足せざるべきを説き、更に内外船に課税し、貿易會館を建て、貿易は商人に一任して干渉せず、貿易盛大とならば租税も自然莫大の額に上るべく、産物開方等のごとは更に掛念に及ばずとし、此際時勢を洞察して英斷の策に出づべく「只今天下之人心貿易御開之儀を實は企望罷在」貿易を開きて富國強兵の本源を確立すべしとしてゐる。

之に對して海防掛の勘定奉行は更にその意見を上申した。それには祖法の尊重すべきことを説き、國民は外國貿易を好まずと觀じ、『世の變化、時の盛衰いたし方なく諸蠻と親睦和親之御沙汰にも被及候義』であり、貿易を開くは『御益の多少よりも只々無餘議に出候と申義を根さしと被思召候て、先づ長崎にて格別際立候義無之様勘辨いたし候て御開き、下田箱館之闕乏品を相渡候と申位之義を以、大綱と被成置、其内御見計候て御ひろめ候とも御縮め候とも漸々に被遊候はゞ人も驚き不申、穩に行届、先づは可然哉』と論じ、『棟梁柱石と相成居候制度を御變候はゞ必意外之弱みを引出し可申候』とし『果斷之人よりは因循苟且之極とも可申候へ共、元來の御趣意無餘儀より出候を御益にのみ眼を着、其方より御法を破り意外之災を引出し可申よりは、またしも可宜哉』となしてゐる。

以上の意見について見るに、貿易を拒絶せんとするものは無いが、勘定奉行同吟味後の意見は寧ろ消極的であり、從來の修好條約以上には出でざらんとするに反し、大目付目付の意見は積極的に貿易を盛大ならしめんとするものゝ如くである。

四 所謂重大事件陳述以前の意見

安政三年七月下田に來りし米國總領事ハリスは、和親條約より通商條約への信念を以て屢々出府を要求し、四年十月江戸に出て同月二十六日所謂重大事件たる通商條約締結の義を申出て、開港場變更のことも議したのであつた。當時此等の問題については之れよりも以前に既にその取沙汰があり、之に對し種々なる意見があらはれたが、以下通商貿易の開始に關して幕府有司の間に如何なる意見が存したかを検討しやう。

(1) 貿易開始に關する意見　四年六月二十九日の老中より下田奉行への達によれば、『交易の義は取開候積評決相成、仕法専ら取調中に有之、其爲長崎表えも御役人出張被仰付候程之儀に付大凡見留も付候上は早速御差許可相成』云々とあつて、幕府側では既に通商貿易開始に決定してゐた如く見える。

同月の大目付目付の上申書には貿易開始以後輸出品を缺くが如きことなかるべく、貿易品は商賈に任すべきことを説き、且神奈川、横濱附近を開くべしとしてゐる。同月の海防掛の大目付目付の上申書には家康、秀忠の對外政策、家光の鎖港政策を述べたる後『一開一閉ともに時勢に隨ひ、天下の爲に御變換被遊候は勿論之御義と奉存候』と説き、鎖國は『護國善美の御處置』にあらず、舊制を變革して之を海内に公布すべしとし、同月の箱館奉行上申書にも米國大統領及蘭國の

忠告を聽くべく、問題は單に米國に對するのみの問題に非ずとしてゐる。この終りの兩者の意見は必ずしも具體的ではないが、何れも貿易開始を認めたものといふべきであらう。又六月晦日の下田奉行の上申書に對する老中の指令には開港場變更及貿易開始については成るべく時期を取極めざる方然るべきも、止むを得ざれば十八ヶ月以上を期限とすべき旨を達し、更に又取調方行届くべきや甚だ懸念であり、成るべく時期を差延置くやうにも達せられてゐる。かくて七月朔日には、かゝる期限を定むることにつき評定所一座、海防掛の大目付目付は、同勘定奉行并同吟味役等の間に意見の差異があつたが、之によるもその時期は兎に角として貿易の開始、開港場變更は早晚承認せざる可らざることを各方面に於て認めて居たものといへよう。

更に和蘭との交易仕法改正に關連して通商貿易開始のことを豫め表明するや否やにつき賛否の意見が見えてゐるが、之を不必要とする者も、自然外國の船舶追々渡來し、貿易取結ぶであらうから、改めて之を表明する必要なしといふ迄であつて、貿易の開始を不必要としてゐるのではない。

(□)貿易方法に關する意見　問題は更に貿易方法にも及んでゐるが、七月の勘定奉行長崎奉行兼水野忠徳并に長崎奉行荒尾成允及目付岩瀬忠震等の意見にては、長崎に於て貿易狀況を取調べ、各國商法租稅徵收法等を調査し、凡その仕方も分明するに至つたと説き、和蘭貿易における協荷商法を米國にも適用すべきことを述べた。八月の評定所一座の上申書にては協荷商法は彼

8) 同上、卷十七

9) 同上、卷十六、十七

を利すること多き故、諸外國の貿易法を參考すべきことを説き、海防掛の勘定奉行同吟味役は協荷商法に準して交易を許すべしとし、鎗奉行筒井政憲も協荷商法は日蘭相互の利益なりとし、諸外國との貿易も協荷商法に據るべきを説き、箱館奉行も協荷商法を他の國に及ぼすべしとする。

幕府は八月十八日に評定所一座以下に對し、目付岩瀬忠震を香港に出張せしめ、貿易その他の取調をなさしむべきや否やを諮問してゐるが、之は蘭船の航海せる如き姿にて香港邊迄航海せんとの計畫であつたため、評定所一座の答申は、海外に渡航して貿易を開くことの必要を認むるも、かゝる形式にて香港へ出張することは中止すべしとし、大目付目付は香港への派遣を認め、外國通航は國家富強の盛舉なりとしてゐる。然るに海防掛の勘定奉行同吟味役は貿易に關する調査は甚だ困難であり派遣の効果なかるべしとし、之に反して林大學頭は時勢に適せる處置として賛成し、鎗奉行筒井政憲は一應交渉の上、上陸すべしといひ、評議區々に岐れしたため更に評議を盡すこととして實現するには至らなかつた。然しかゝる問題の起つて來たことは通商貿易を開始すべきや否やといふ如きことは最早問題ではなく、通商開始を既定の事實として、その後の交易方法が問題となつたためである。

五 所謂重大事件陳述後の意見

(イ)通商條約締結前の意見¹⁰⁾ 十月二十六日の米國總領事ハリスの重大事件申立に關し、同月二十八日老中より評定所一座以下へ米國總領事對話書を示し、早々評議すべきことを申渡した。之に對し十一月四日頃の評定所一座并海防掛の勘定奉行同吟味役の答書は『穩便之御所置御座候より外有之間敷』といふにあるが、猶諸大名の意見を徴すべきことを述べてゐる。而して同五日の勘定奉行并同吟味役の上申書は總領事對話書の各箇條に附箋をなして詳細なる意見を述べ、ハリスの説の虚偽なりと思はるゝ點をも指摘してゐるが、更に十一月十日の上申書に於ては諸大名に詢りて處置を決すべきことを繰返して述べてゐる。

林大學頭・大目付・筒井肥前守・目付等の意見は(十一月四日頃)蒸汽船發明後は千里も比隣の如き状態となつたのであるから、世界より孤立することは困難であり、米國の要求は之を容るべきものとしてゐる。殊にたとひ大名に異議を唱ふる者あるも之に拘らず決行すべく、且總領事の意見を諸大名に示して時勢變革のことを説諭すべしとなしてゐる。

次に在府浦賀・下田・箱館各奉行の意見は(十一月四日頃上申書)大體大目付目付の意見に賛成してゐるが、公使駐割のことについては難色あるものゝ如くである。目付岩瀬忠震は其上申書(十一月六日)に於て開港場變更に關して外人は大阪の開港を希望するであらうが、大阪は『日本全國之利權七八分は同所に歸し候勢有之候場所にて、古來より金主等も夥敷、長崎表交易之利潤も八九分は大阪商賈之手に落候儀に御座候處、萬々一、同所於外國貿易之利を添候様にも相移り候はゞ、江

10) 同上、卷十八

都を初め全國盡く衰微仕、同所のみ肥へ太り且帝都之事端を生じ、萬々御不都合之儀に可有之』寧ろ横濱を開港すべきであるとしてゐるが、更に同日の書翰には江戸附近に港を開くを恐るゝは十年前のことであるとして、横濱開港を唱へ、彼の要求に應じて我の利益を計るべきことを述べてゐる。

十一月十八日の勘定奉行長崎奉行兼帶水野忠徳の上申書は公使を江戸に駐劄せしむ可らすといひ、神奈川横濱等は開港すべき地にあらず、江戸大阪に交易を開かしむべからず、『幸此度長崎歸路紀勢志州之海岸巡見仕候處、長崎には劣候へども、下田浦賀よりは遙に勝り候良港兩三ヶ所有之候故、右等之内に御決定相成候歟、不得已候はゞ志州鳥羽又は相州浦賀之港にても可然哉』となし、且江戸以外の地を開かば江戸は衰微せんとの説を駁してゐる。然しこの紀州志摩附近開港説に對しては前述の岩瀬忠震は十一月二十日の上申書に於て之を駁し、依然として横濱開港説を固守してゐるのみならず、公使駐劄許可のことも決定すべしとしてゐる。

亞米利加官吏出府取扱掛の意見は(十二月十二日)天下と共に天下の大事を謀るべしとし、諸大名の意見を徴すべきことを述べてゐるが『衆議一定國是相定り國家萬世之御基こゝに相立可申』『御國勢更張之御時節千歳之好機會』であり、『開闢已來曾て無之大非常之事を被爲行候には非常の御措置無之候ては難相叶は勿論の儀、百般御變革之始め右等の義は當然の次第と奉存候』と説き、使節を米國に派遣するの議を述べてゐるが、要するに國論の統一を前提とせる議論で、寧ろ抽象

的なる意見が多い。

以上の外にも尙意見があるが、大體に於て右の如き意見が上申されたもので、アメリカの要求を拒絶すべしとの意見は一もない。たゞ公使駐劄につきて之を否とする説と、開港場の場所について種々の異見を存するに過ぎない。通商貿易を認めんとする點に於ては、何れの説も變りはない。然し大目付目付の意見が比較的積極的であることは、從來と同様であり、注意すべきことであらう。

以上に對して老中の意見は如何であるか、老中堀田正睦の四年十一月(?)の意見書には『方今第一の専務は國力を養ひ、士氣を振起せしむるの二事に止るべく候得共、惣て強兵は富國より生じ、富國の術は貿易互市を以第一となす故、即今乾坤一變の機會に乘じ和親同盟を結び、廣く萬國に航し、貿易を通し、彼が所長を採り、此の不足を補ひ、國力を養ひ、武備を壯にし、漸々彼等御威徳に服従いたし、終に世界萬邦至治之恩澤を蒙り、全地球中之大盟主と被仰候様之御處置こそ有之度(中略)一旦富國強兵之基礎相立候上は往々宇内統一之御鴻業も不難義に付結局右之處に着眼いたし、只今外國人御處置の次第は即ち他日御國勢更張之根本と相成候間少しも後來御都合宜様肺肝を碎き謀議を凝し精忠を被抽候様いたし度と被存候事』とあつて頗る積極的なる意見を述べてゐる。又十二月十五日の三家三卿及諸大名への老中達の中にも『古來の御制度に而已被爲泥候ては御國勢御挽回之期無之(中略)非常之功は非常の時に無之候ては難成、中興之御大業を

被爲立御國威御更張之機會も亦此時に有之候間』云々といひ(十二月二十四日旗本以下に對する目付の達も略同文である。)同二十七日の三奉行大目付以下への老中達にも明春條約取替のことを述べたる後、『此度の御變革は前古御見合も無之儀にて實に御國勢の盛衰此御一舉に定り候事故』云々と説き、幕府の決斷の程を察すべきものがある。

(□)通商條約締結後の意見¹⁾　かくて日米條約は安政五年正月に至り議定されたが、調印されたのは六月であつた。この間に於て大阪城代大阪町奉行等は、大阪開港不可の意見を述べて居るが、その要旨は城代のいふ所では大阪は帝都に近く殊に諸國輻湊の要津であるから、若し開港交易等は行はるれば當地の人心は勿論、諸藩の氣請迄にも影響し、萬事不都合であるといふに在るが町奉行の上申書に於ては、大阪を開港すれば奸商跋扈して富豪は畏縮し、江戸及諸國への融通諸藩への取引も一時に差支へるであらう。尤大阪は融通第一の土地であるから、貿易が行はるれば猶更手廣に融通すべしとの論もあるが、それは事實不相當の儀にて、要用の品を以て無益の品と交易するため、物價騰貴し、諸國との取引も差支を生ずる次第であり、奸商の取締は中々勵行し難いといふにあつた。又大阪の代りに西宮・兵庫を開港する議もあるが、西宮は手狭であり、兵庫は諸向萬事手薄であつて大阪に代るべき土地ではないと論じてゐる。此等の論は大阪又は兵庫開港の不可を論じてゐるが、通商貿易に反對であるわけではない。

而してこの後に於て、老中堀田正睦より武家傳奏への外國事情の説明等には世界の形勢の變化

を述べて開港の止む可らざることを説明してゐるが、幕府側に於ては通商貿易は既定の事實であつたといはざるを得ない。

井伊大老が安政五年六月二十三日に水戸前中納言（齊昭）へ呈したる書翰には『乍去今日の御所置公邊にても素より御心外成御事に候得共、蠻夷の形勢往古に違ひ蒸汽船等發明いたし、天涯も比隣の如き航海の術相開け、軍制矢器等實戦に試み追々強國と相成候趣に付、古制に根着致候ては今日に増候憂患可生も難計に付、彼より申立候ヶ條、成丈取縮假に條約いたし』云々とあつて、條約締結の已むを得ざる所以を説明してゐるが、その後も京都所司代・外國奉行・老中等より朝廷方への上申書にも交易の已むを得ざる所以を屢々説いてゐる。

六 結 言

以上述べたる處によつて明かなる如く、米國々書諮問の際に於ては幕府有司の中にも攘夷論や拒絶論があつた。然し諸侯の場合に於けると異つて許容論が割合に多かつたことは注意すべきである。然るに和親條約締結以後に於ては、最早攘夷論や拒絶論は姿を潛め、何れも開國論となつた。尤開港場や其他の點につき異論はあつたが、開國については意見か一致してゐたわけであらう。その間に消極的なるものと積極的なるものとの相違があつたに過ぎぬ。概して海防掛の勘定奉行同吟味役は常に消極的立場に立ち、浦賀奉行・箱館奉行や大目付目付等は積極的立場に在つた。

老中の態度も既に早く開國通商に決してゐたものゝ如く、交易に關する調査を行はしめ、香港にまで航海せしめんとする程であつた。

かくの如く幕府有司の意見が早くより開國論に統一されてゐたことは、外國使節其他と接觸する機會多く、その對話書によつても知らるゝ如く、西洋事情ひいては世界の大勢を知り得る機會が多かつたためであらう。富國の術は貿易に在りとし、世界の形勢に應じて古來の制度を變革し、萬國の長所を採て我が短を補はんとする考の幕府當局者に存したことは既に述べた所の如くであつた。かくて公卿諸侯其他に於て異論があつたに拘らず、開國の事實は歩一步前進を續け、遂に和親條約となり、更に通商條約の成立にまで發展したのも偶然ではあるまい。